

## 「公職選挙法施行令の一部を改正する政令案」等に寄せられた御意見

	いただいた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	重要な問題であることは自明。30日受け付けるべきである。そもそも11月5日からということはわかっていたのであり、それを前提にパブコメも織り込んで、余裕のある作業日程を組むのが当然である。それをしなかったこの案は廃案すべきである。	意見募集の期間を短縮して実施した理由は以下のとおりです。 本政令等は、「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成27年法律第60号）の施行と同時に施行する必要がありますが、参議院合同選挙区選挙管理委員会における事務執行等に関して、参議院合同選挙区選挙管理委員会を設置する関係県との調整が必要であったためです。